

産業振興補助制度

補助対象

町の活性化に寄与しかつ公害を防止するための適切な措置が講じられると認められた施設を新規参入又は事業拡大する事業者に対し次のとおり助成措置を行い、町の産業の振興を図ります。

施設区分	区分	補助要件		補助率	補助限度額	
		投資額	雇用人員			
産業施設	新規参入	1,000万円以上5,000万円未満	2人以上	100分の 20以内	3,000万円	
		5,000万円以上	3人以上			
	事業拡大	500万円以上	1人以上		2,000万円	
試験研究施設	新規参入	1,000万円以上	2人以上		2,000万円	
	事業拡大	500万円以上	1人以上		1,000万円	
観光施設	新規参入	1,000万円以上5,000万円未満	2人以上		100分の 20以内	5,000万円
		5,000万円以上	3人以上			
	事業拡大	500万円以上	1人以上			2,000万円
その他特に認められる施設	新規参入	1,000万円以上	2人以上			2,000万円
	事業拡大	500万円以上	1人以上	1,000万円		
福利厚生施設	新規参入	500万円以上	—	400万円		

※平成25年3月末までに補助金交付決定を受けたものに限ります。

中小企業振興資金制度

<融資対象>

中小企業等協同組合法による協同組合又は会社若しくは個人で、町内に独立した事業所、店舗を有し、事業を営んでいる方。（町税等を完納していることが条件となります。）

<融資内容>

【使途資金】 運転資金及び設備資金

【金 額】 運転資金 1企業につき、2,000万円以内
設備資金 1企業につき、1,000万円以内

【融資期間】 運転資金60箇月以内
設備資金60箇月以内（据置期間6箇月を含む。）

<補助支給額>

融資利率に40%を乗じて得た額及び北海道信用保証協会の定めた額の1/2以内の額。

なお、この制度は平成22年度からの制度となります。平成21年度については従来どおりの制度に基づいて助成します。

イベント

地域の実情を考慮し、基本的に継続して実施します。なお、継続して実施するイベントについては、新町において関係団体と協議の上、内容の類似したイベントの統廃合を含め、随時見直しを行うものとします。